

低減に関する国際的な方針その他これに準ずるものと整合的であることを認証する書類（当該認証に係る十分な審査能力を有する外部評価機関による認証を得ていることを示す書類に限る。）の写し。

3
主務大臣は、認定申請書及び前項の書類のほか、事業適応計画が法第二十一条の十五第四項各号に掲げる要件に適合することを確認するためには必要と認める書類の提出を求めることがで

4
きる。

二以上の主務大臣に認定申請書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該認定申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

5
第一項の認定の申請に係る事業適応計画の実施期間は、五年を超えないものとする。ただし、法第二十一条の二十八に規定する課税の特例に係る情報技術事業適応に関する計画の実施期間は十年を超えないものとし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の実施期間は十年以上とする。

(事業適応計画の認定)

6
主務大臣は、法第二十一条の十五第一項の規定により事業適応計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、同項の規定に基づき当該事業適応計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一年以内に、当該認定事業者に

7
主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十八条の三による不認定通知書を当該申請者に交付するものとする。

8
主務大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第十八条の四により、当該認定の日付、当該認定事業者の名称及び当該認定に係る事

9
業適応計画の内容を公表するものとする。

(認定事業適応計画の変更に係る認定の申請及び認定等)

第十一条の四 法第二十一条の十六第一項の規定により法第二十一条の十五第一項の認定に係る事業適応計画の変更の認定を受けようとする認定事業適応事業者は、様式第十八条の五による変更認定申請書（次項において「変更認定申請

書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。

2
変更認定申請書の提出は、その変更前の認定

事業適応計画の写しを添付して行わなければな

らない。

3
主務大臣は、認定申請書の提出は、その変更前の認定

事業適応計画の写しを添付して行わなければな

らない。

4
第一項の変更の認定の申請に係る事業適応計

画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認

定事業適応計画に従つて事業適応を実施した期

間を含め、五年を超えないものとする。ただ

し、法第二十一条の二十八に規定する課税の特

例に係る情報技術事業適応に関する計画の実施

期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適

応計画に従つて事業適応を実施した期間を含

め、十年を超えないものとし、資金の貸付けの

求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適

応計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前

の認定事業適応計画に従つて事業適応を実施し

た期間を含め、十年以上とする。

5
主務大臣は、第一項の変更の認定の申請を受

けた場合において、速やかに法第二十一条の十

六第五項において準用する法第二十一条の十五

第四項の定めに照らしてその内容を審査し、同

項の規定に基づき当該事業適応計画の変更の認

定をするときは、その提出を受けた日から原則

として一月以内に、当該認定事業適応事業者に

様式第十八条の六による変更の認定書を交付する

ものとする。

6
主務大臣は、前項の変更の認定をしないとき

は、その旨及びその理由を記載した様式第十八

の七による変更の不認定通知書を当該認定事業

適応事業者に交付するものとする。

7
主務大臣は、第四項の変更の認定をしたとき

は、様式第十八条の人により、当該変更の認定の

日付、当該変更後の認定事業適応事業者の名称

及び当該変更後の認定事業適応計画の内容を公

表するものとする。

(認定事業適応計画の変更の指示)

第十一条の五 主務大臣は、法第二十一条の十六

第三項の規定により認定事業適応計画の変更を

指示するときは、その旨及びその理由を記載し

た様式第十八条の九による変更指示の通知書を当

該変更の指示を受ける認定事業適応事業者に交

付するものとする。

(認定事業適応計画の認定の取消し)

第十一条の六 主務大臣は、法第二十一条の十六

第二項又は第三項の規定により認定事業適応計

画の認定を取り消すときは、その旨及びその理

由を記載した様式第十八条の十による認定取消し

通知書を当該認定が取り消される認定事業適応

事業者に交付するものとする。

主務大臣は、認定事業適応計画の認定を取り

消したときは、様式第十八条の十一により、当該

取扱いを当該認定を取り消された事業者

の名称及び当該取消しの理由を公表するものと

する。

第二節 特例措置

(事業適応促進円滑化業務実施方針)

第十一条の七 法第二十一条の十八第一項の事業

適応促進円滑化業務実施方針においては、次に

掲げる事項を定めるものとする。

一 事業適応促進円滑化業務の実施体制に関す

る事項

二 事業適応促進円滑化業務に関する次に掲げ

る事項

イ 法第二十一条の十七第一項第一号に掲げ

る事項

ロ 法第二十一条の十七第一項第二号に掲げ

る事項

一 事業適応促進円滑化業務に関する事項

二 事業適応促進円滑化業務の実施体制に関す

る事項

三 事業適応促進円滑化業務の実施方法に関す

る事項

四 事業適応促進円滑化業務に係る債権の管理

に関する事項

五 指定申請者が法第二十一条の十九第四項各

号に該当しない旨を誓約する書面

六 役員が法第二十一条の十九第四項第三号イ

及びロのいずれにも該当しない者である旨を

書面又はこれらに代わる書面

「免許等」という。)を受けていることを証す

る書面、当該免許等の申請の状況を明らかに

した書面又はこれらに代わる書面

「免許等」という。)を受けていることを証す

る書面

一 定款及び登記事項証明書

二 申請に係る意思の決定を証する書面

三 役員の氏名及び略歴を記載した書面

四 法第二十一条の十九第一項第一号の金融機

関としての行政庁の免許、認可、承認その他

これらに類するもの（以下この号において

「免許等」という。)を受けていることを証す

る書面

一 定款及び登記事項証明書

二 申請に係る意思の決定を証する書面

三 役員の氏名及び略歴を記載した書面

四 法第二十一条の十九第一項第一号の金融機

関としての行政庁の免許、認可、承認その他

これらに類するもの（以下この号において

「免許等」という。)を受けていることを証す

る書面

一 定款及び登記事項証明書

二 申請に係る意思の決定を証する書面

三 役員の氏名及び略歴を記載した書面

四 法第二十一条の十九第一項第一号の金融機

関としての行政庁の免許、認可、承認その他

これらに類するもの（以下この号において

「免許等」という。)を受けていることを証す

る書面

一 定款及び登記事項証明書

二 申請に係る意思の決定を証する書面

三 役員の氏名及び略歴を記載した書面

四 法第二十一条の十九第一項第一号の金融機

関としての行政庁の免許、認可、承認その他

これらに類するもの（以下この号において

「免許等」という。)を受けていることを証す

る書面

一 定款及び登記事項証明書

二 申請に係る意思の決定を証する書面

三 役員の氏名及び略歴を記載した書面

四 法第二十一条の十九第一項第一号の金融機

関としての行政庁の免許、認可、承認その他

これらに類するもの（以下この号において

「免許等」という。)を受けていることを証す

る書面

一 定款及び登記事項証明書

二 申請に係る意思の決定を証する書面

三 役員の氏名及び略歴を記載した書面

四 法第二十一条の十九第一項第一号の金融機

関としての行政庁の免許、認可、承認その他

これらに類するもの（以下この号において

「免許等」という。)を受けていることを証す

る書面

一 定款及び登記事項証明書

二 申請に係る意思の決定を証する書面

三 役員の氏名及び略歴を記載した書面

四 法第二十一条の十九第一項第一号の金融機

関としての行政庁の免許、認可、承認その他

これらに類するもの（以下この号において

「免許等」という。)を受けていることを証す

る書面

一 定款及び登記事項証明書

二 申請に係る意思の決定を証する書面

三 役員の氏名及び略歴を記載した書面

四 法第二十一条の十九第一項第一号の金融機

関としての行政庁の免許、認可、承認その他

これらに類するもの（以下この号において

「免許等」という。)を受けていることを証す

る書面

一 定款及び登記事項証明書

二 申請に係る意思の決定を証する書面

三 役員の氏名及び略歴を記載した書面

四 法第二十一条の十九第一項第一号の金融機

関としての行政庁の免許、認可、承認その他

これらに類するもの（以下この号において

「免許等」という。)を受けていることを証す

る書面

一 定款及び登記事項証明書

二 申請に係る意思の決定を証する書面

三 役員の氏名及び略歴を記載した書面

四 法第二十一条の十九第一項第一号の金融機

関としての行政庁の免許、認可、承認その他

これらに類するもの（以下この号において

「免許等」という。)を受けていることを証す

る書面

一 定款及び登記事項証明書

二 申請に係る意思の決定を証する書面

三 役員の氏名及び略歴を記載した書面

四 法第二十一条の十九第一項第一号の金融機

関としての行政庁の免許、認可、承認その他

これらに類するもの（以下この号において

「免許等」という。)を受けていることを証す

る書面

一 定款及び登記事項証明書

二 申請に係る意思の決定を証する書面

三 役員の氏名及び略歴を記載した書面

四 法第二十一条の十九第一項第一号の金融機

関としての行政庁の免許、認可、承認その他

これらに類するもの（以下この号において

「免許等」という。)を受けていることを証す

る書面

一 定款及び登記事項証明書

二 申請に係る意思の決定を証する書面

三 役員の氏名及び略歴を記載した書面

四 法第二十一条の十九第一項第一号の金融機

関としての行政庁の免許、認可、承認その他

これらに類するもの（以下この号において

「免許等」という。)を受けていることを証す

る書面

一 定款及び登記事項証明書

二 申請に係る意思の決定を証する書面

三 役員の氏名及び略歴を記載した書面

四 法第二十一条の十九第一項第一号の金融機

関としての行政庁の免許、認可、承認その他

これらに類するもの（以下この号において

「免許等」という。)を受けていることを証す

る書面

一 定款及び登記事項証明書

二 申請に係る意思の決定を証する書面

三 役員の氏名及び略歴を記載した書面

四 法第二十一条の十九第一項第一号の金融機

関としての行政庁の免許、認可、承認その他

これらに類するもの（以下この号において

「免許等」という。)を受けていることを証す

る書面

一 定款及び登記事項証明書

二 申請に係る意思の決定を証する書面

三 役員の氏名及び略歴を記載した書面

五 事業適応促進業務に係る帳簿の管理に関する事項

- 六 事業適応促進業務の委託に関する事項
七 その他事業適応促進業務の実施に関する事項

第十一條の十 法第二十二条の十九第四項第三号イの主務省令で定める者)により、精神の機能の障害の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないとする。

(指定金融機関の商号等の変更の届出)

第十一條の十一 法第二十二条の二十第二項の規定による届出は、様式第十八条の十三による届出書により行わなければならない。

(業務規程の変更の申請等)

第十一條の十二 指定金融機関は、法第二十二条の二十一第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第十八条の十四による変更認可申請書に次に掲げる書類添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一 変更する規定の新旧対照表

二 変更後の業務規程

三 変更に関する意思の決定を証する書面

(協定に定める事項)

第十一條の十三 法第二十二条の二十二第一項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 事業適応促進業務の内容及び方法に関する事項

二 事業適応促進円滑化業務の内容及び方法に関する事項

三 その他事業適応促進業務に関する債権の管理に関する事項

四 円滑化業務の実施に関する事項

(帳簿の記載)

第十一條の十四 法第二十二条の二十三の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 事業適応促進業務の実施状況

二 事業適応促進業務に係る債権の状況

三 事業適応促進業務を行うために公庫から受けた事業適応促進円滑化業務による貸付け及び利子補給金の支給の状況

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定金融機関において電子計算機を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

必要に応じ指定金融機関において電子計算機を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

3 指定金融機関は、帳簿(前項の規定による記録がされた同項のファイル又は磁気ディスクを含む)を、事業適応促進業務に係る債権が弁済その他の事由により消滅した日から起算して五年間保存しなければならない。

(業務の休廃止の届出)

第十一條の十五 指定金融機関は、法第二十二条の二十五第一項の規定により事業適応促進業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第十八条の十五による休廃止届出書に次に掲げる書面を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一 休止又は廃止に関する意思の決定を証する書面

二 事業適応促進業務の全部又は一部を廃止しようとする場合は、様式第十八条の十八による休廃止届出書に次に掲げる書面を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一 休止又は廃止に関する意思の決定を証する書面

二 事業適応計画に係る申請等の方法

(事業適応計画に係る申請等の方法)

第十一條の十六 法第二十二条の十九第二項、第一項及び第二十二条の二十五第一項並びに第十一条の八、第十二条の十一、第十二条の十二及び前条の規定による主務大臣に対する指定申請書、変更届出書、変更認可申請書、休廃止届出書その他の書類の提出は、財務大臣又は経済産業大臣のいずれかに、正本及びその写し各一通を提出することにより行うことができる。

(内閣総理大臣に通知する場合における通知の経由)

第十一條の十七 令第十二条の規定により主務大臣が内閣総理大臣に対して通知を行なうときは、金融庁長官を経由するものとする。

第十一條の十八 削除

(情報技術事業適応に係る課税の特例)

第十一條の十九 法第二十二条の二十八の主務大臣の確認を受けようとする認定事業適応事業者は、第十二条の二第一項の規定による認定申請書の提出又は第十二条の四第一項の規定による

変更認定申請書の提出と併せて、様式第十八条の七による確認申請書(次項及び第三項において「確認申請書」という。)を、主務大臣に提出しなければならない。

第十一條の二十及び第十一條の二十一 削除

(事業再編計画の認定の申請)

第十二條 法第二十三条第一項の規定により事業再編計画の認定を受けようとする事業者(次条第一項において「申請者」という。)は、様式第十九による申請書(以下この条及び次条において「申請書」という。)及びその写し各一通を、主務大臣に提出しなければならない。

2 申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 当該事業者(事業再編計画に現に事業を営んでいる関係事業者又は外国関係法人が当該事業者の事業再編のために行う措置に関する記載が含まれる場合には、当該関係事業者又は当該外國関係法人を含む。以下この項において同じ。)の定款の写し又はこれに準ずるもの及び当該事業者が登記をしている場合には、当該登記による登記事項証明書

は、当該登記による登記事項証明書

は、当該登記による登記事項証明書

は、当該登記による登記事項証明書

は、当該登記による登記事項証明書

は、当該登記による登記事項証明書

は、当該登記による登記事項証明書

は、当該登記による登記事項証明書

は、当該登記による登記事項証明書

は、当該登記による登記事項証明書

2 主務大臣は、確認申請書のほか、当該事業適応計画に係る情報技術事業適応が産業競争力強化法第二十二条の二十八の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準(令和三年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第八号)次項及び第四十八条第一項において「情報技術事業適応特例基準」という。)に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 主務大臣は、第一項の規定による確認申請書の提出を受けた場合において、速やかに情報技術事業適応特例基準に照らしてその内容を審査し、当該事業適応計画に係る情報技術事業適応が情報技術事業適応特例基準に適合するものであることを確認したときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定事業適応事業者に様式第十八条の十八による確認書を交付するものとする。

4 特定剩余金配当に係る関係事業者又は外国関係法人(以下「関係事業者等」という。)が事業の成長発展が見込まれる要件を満たすものとし、当該事業適応計画に係る情報技術事業適応が情報技術事業適応特例基準に適合するものであることを確認したときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定事業適応事業者に様式第十八条の十八による確認書を交付するものとする。

ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

イ 暴力団員等

ロ 法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの

五 当該事業再編計画の実施に必要な資金の用途及び調達方法についての内訳を記載した書類

六 当該事業再編計画が従業員の地位を不当に害するものではないことを証する書類

七 当該事業者が次のいずれにも該当しないことを証する書類

ハ 暴力団員等

イ 暴力団員等

ロ 法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの

ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

イ 暴力団員等

ロ 法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの

一 事業適応促進円滑化業務による貸付け及び利子補給金の支給の状況

二 事業適応促進業務の実施状況

三 事業適応促進業務に係る債権の状況

四 その他事業適応促進業務に関する債権の管理に関する事項

五 事業適応促進業務に係る債権の状況

六 事業適応促進業務に係る債権の状況

七 事業適応促進業務に係る債権の状況

八 事業適応促進業務に係る債権の状況

九 事業適応促進業務に係る債権の状況

十 事業適応促進業務に係る債権の状況

十一 事業適応促進業務に係る債権の状況

十二 事業適応促進業務に係る債権の状況

十三 事業適応促進業務に係る債権の状況

十四 事業適応促進業務に係る債権の状況

十五 事業適応促進業務に係る債権の状況

十六 事業適応促進業務に係る債権の状況

十七 事業適応促進業務に係る債権の状況

十八 事業適応促進業務に係る債権の状況

十九 事業適応促進業務に係る債権の状況

二十 事業適応促進業務に係る債権の状況

二十一 事業適応促進業務に係る債権の状況

二十二 事業適応促進業務に係る債権の状況

二十三 事業適応促進業務に係る債権の状況

二十四 事業適応促進業務に係る債権の状況

二十五 事業適応促進業務に係る債権の状況

二十六 事業適応促進業務に係る債権の状況

二十七 事業適応促進業務に係る債権の状況

二十八 事業適応促進業務に係る債権の状況

二十九 事業適応促進業務に係る債権の状況

三十 事業適応促進業務に係る債権の状況

三十一 事業適応促進業務に係る債権の状況

三十二 事業適応促進業務に係る債権の状況

三十三 事業適応促進業務に係る債権の状況

一 事業適応促進業務に係る債権の状況

二 事業適応促進業務に係る債権の状況

三 事業適応促進業務に係る債権の状況

四 事業適応促進業務に係る債権の状況

五 事業適応促進業務に係る債権の状況

六 事業適応促進業務に係る債権の状況

七 事業適応促進業務に係る債権の状況

八 事業適応促進業務に係る債権の状況

九 事業適応促進業務に係る債権の状況

十 事業適応促進業務に係る債権の状況

十一 事業適応促進業務に係る債権の状況

十二 事業適応促進業務に係る債権の状況

十三 事業適応促進業務に係る債権の状況

十四 事業適応促進業務に係る債権の状況

十五 事業適応促進業務に係る債権の状況

十六 事業適応促進業務に係る債権の状況

十七 事業適応促進業務に係る債権の状況

十八 事業適応促進業務に係る債権の状況

十九 事業適応促進業務に係る債権の状況

二十 事業適応促進業務に係る債権の状況

二十一 事業適応促進業務に係る債権の状況

二十二 事業適応促進業務に係る債権の状況

二十三 事業適応促進業務に係る債権の状況

二十四 事業適応促進業務に係る債権の状況

二十五 事業適応促進業務に係る債権の状況

二十六 事業適応促進業務に係る債権の状況

二十七 事業適応促進業務に係る債権の状況

二十八 事業適応促進業務に係る債権の状況

二十九 事業適応促進業務に係る債権の状況

三十 事業適応促進業務に係る債権の状況

三十一 事業適応促進業務に係る債権の状況

三十二 事業適応促進業務に係る債権の状況

三十三 事業適応促進業務に係る債権の状況

一 事業適応促進業務に係る債権の状況

二 事業適応促進業務に係る債権の状況

三 事業適応促進業務に係る債権の状況

四 事業適応促進業務に係る債権の状況

五 事業適応促進業務に係る債権の状況

六 事業適応促進業務に係る債権の状況

七 事業適応促進業務に係る債権の状況

八 事業適応促進業務に係る債権の状況

九 事業適応促進業務に係る債権の状況

十 事業適応促進業務に係る債権の状況

十一 事業適応促進業務に係る債権の状況

十二 事業適応促進業務に係る債権の状況

十三 事業適応促進業務に係る債権の状況

十四 事業適応促進業務に係る債権の状況

十五 事業適応促進業務に係る債権の状況

<div data-bbox="517 723 541 933" data-label="

第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第四十八条第四項において同じ。) 又は監査法人の報告書

二 事業再編債権者(事業再編に係る資金計画に記載された債権放棄に同意した債権者をいふ。以下この項及び第四十八条第二項において同じ。)の氏名又は名称、金銭消費貸借契約証書その他の原因証書の日付及び債権に相当する金額を示す書類

三 個々の事業再編債権者の債権放棄額及び事業再編債権者間の債権放棄割合に関する記載した書類

四 事業再編債権者との間に当該債権放棄に係る明確な合意があることを証する書類

五 減資その他の株主責任の明確化のための方策を実施することを示す書類

六 当該事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画(第四十八条第二項において「事業再編に関する再建計画」という。)に係る専門家(債権放棄を受ける事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。)による調査報告書

(事業再編計画の認定)

第十三条 主務大臣は、法第二十三条规定により事業再編計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第五項の定めに照らしてその内容を審査し、当該事業再編計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内(法第二十五条第一項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協議する場合を除く。)に、申請書の正本に次のように記載した書面を添付し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

(産業競争力強化法第2・3条第1項の規定に基づき同法第2条第17項に規定する事業再編を実施する者として認定する。)

主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十による通知書を当該申請者に交付するものとする。

主務大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第二十一により、当該認定の日付、当該認定

事業再編事業者の名称及び当該認定事業再編計画の内容を公表するものとする。

第十四条 認定事業再編計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第二十四条第一項の変更の認定を要しないものとする。

法第二十四条第一項の規定に基づき事業再編計画の変更の認定を受けようとする認定事業再編事業者は、様式第二十二による申請書(以下この条において「申請書」という。)及びその写し各一通を主務大臣に提出しなければならない。

申請書及びその写しの提出は、認定事業再編計画の写し(変更後の事業再編計画が新たに事業の成長発展が見込まれる要件に係るもの)を含むものである場合又は新たに事業再編に係る資金計画を含むものである場合には、認定事業再編計画の写し及び第十二条第三項各号又は第四項各号に掲げる書類)を添付して行わなければならない。

第二項の変更の認定の申請に係る事業再編計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業再編計画に従つて事業再編を実施した期間を含め、三年(当該事業再編計画に認定事業再編関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれる場合には、五年)を超えないものとする。

第一項の認定の申請に係る事業再編計画の実施期間は、三年(当該事業再編計画に認定事業再編関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれる場合には、五年)を超えないものとする。

第二項の変更の認定の申請に係る事業再編計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業再編計画に従つて事業再編を実施した期間を含め、三年(当該事業再編計画に認定事業再編関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれる場合には、五年)を超えないものとする。

第十七条から第二十一条まで 削除

第二節 特例措置

(特別支配会社への事業譲渡等に関する特例に関する認定の申請)

第二十二条 法第二十八条第一項、第二項又は第五項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画の認定(変更の認定を含む。)を受けようとする事業者は、第十二条第二項各号又は第十四条第三項の書類に加え、資本金、資本準備金又は利益準備金(第一号及び第五十条第二号において「資本金等」という。)の額の減少と同時に株式の併合が法第二十九条第一項各号のいずれにも該当することを示す書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 資本金等の額の減少と同時に株式の併合の内容

二 一単元の株式の数の減少又はその数の廃止の内容

(会社が発行済株式の全部を有する株式会社に準ずるものとして主務省令で定める法人)

第二十五条 法第三十条第一項の主務省令で定める法人は、次のいずれかに掲げるものとする。

一 法第三十条第一項の認定事業再編事業者である株式会社がその持分の全部を有する法人(株式会社を除く。)又は外国法人

二 法第三十条第一項の認定事業再編事業者である株式会社及び特定完全子法人(当該認定事業再編事業者である株式会社が発行済株式の全部を有する株式会社並びに前号に掲げる法人及び外国法人をいう。以下この号及び次項において同じ。)又は特定完全子法人がその持分の全部を有する法人又は外国法人

三 前項第二号の規定の適用については、同号に掲げる法人又は外国法人は、特定完全子法人とみなす。

第二十三条 会社法施行規則(平成十八年法務省令第十二号)第三十三条の七の規定は令第十三条の規定により読み替えて適用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第一百七十九条の五第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、同規則第三十三条の七第四号イ中「特別支配株主」とあるのは、「特定特別支配株主(産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十八条第五項の規定により読み替えて適用する法第百五十二条第二項に規定する特定特別支配株主をいう。以下同じ。)」と、同条第五号、同

規則第三十三条の八及び第三十五条中「特別支配株主」とあるのは、「特定特別支配株主」と読み替えるものとする。

(募集事項の通知等を要しない場合)

替えて適用する会社法第二百一条第五項に規定する法第百四十七条第二項に規定する主務省令で定める場合は、認定事業再編事業者である株式会社が会社法第二百一条第三項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法により提供している場合を含む。）であつて内閣総理大臣が当該期日の二週間前の日から当該期日まで継続して同法の規定に基づき当該書類を公衆の縦覧に供しているときとする。

一 金融商品取引法第四条第一項から第三項までの届出をする場合における同法第五条第一項の届出書を含む。）

二 金融商品取引法第二十三条の三第一項の発行登録書及び同法第二十三条の八第一項の登録追補書類（同法第二十三条の四第一項の訂正発行登録書を含む。）

三 金融商品取引法第二十四条第一項の有価証券報告書（同法第二十四条の二第一項の訂正報告書を含む。）

四 金融商品取引法第二十四条の五第一項の半期報告書（同条第五項の訂正報告書を含む。）

五 金融商品取引法第二十四条の五第四項の臨時報告書（同条第五項の訂正報告書を含む。）
（資本金の額）

第二十七条 法第三十条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十五条第一項に規定する主務省令で定める額（以下この項において「資本金等増加限度額」という。）は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額に株式発行割合（法第三十条第一項の規定により発行する株式の数を同項の規定により発行する株式の数及び処分する自己株式の数の合計数で除して得た割合）を乗じて得た額から第三号に掲げる額を減じて得た額（その額が零または満である場合にあっては、零）とする。

一 法第三十条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分をするに際して給付を受けた特定株式等（同項の規定により読み替えて適用する会社法第二百九十九条第一項第二号

に規定する特定株式等をいう。以下同じ。)の法第三十条第一項の規定により読み替えて

適用する会社法第二百四十九条第一項第四号の期日（同号）の期間を定めた場合にあっては、法第三十条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第二百八条第二項の規定により給付を受けた日）における価額（次のイ又はロに掲げる場合における特定株式等にあっては、当該イ又はロに定める額）

(2) 前項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額に株式発行割合を乗じて得た額（その額が零未満である場合にあっては、零）法第三十条第一項の規定により処分する

自己株式の帳簿価額

第一項の場合には、自己株式対価額（会社計算規則第一百五十条第二項第八号及び第一百五十八条第二号並びに会社法第四百四十六条第二号並びに第四百六十一条第二項第二号口及び第四号に規定する自己株式の対価の額をいう。次項において同じ。）は、第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額に自己株式処分割合を乗じて得た額とする。

第二項第一号口に掲げる額は、会社計算規則第一百五十条第二項第八号及び第一百五十八条第二号口並びに会社法第四百四十六条第二号並びに第四百六十一条第二項第二号口及び第四号の規定の適用については、当該額も、自己株式対価額に含まれるものとみなす。

この条の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の其準その他企業会計の慣行をしん酌しなければならない。

（一株当たり純資産額）

第二十八条 法第三十条第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第二項第一号に規定する一株当たり純資産額については、会社法施行規則第二十五条规定のところによるものとする。この場合において、同規則第二十五条第六項中「次の各号に掲げる規定に規定する一株当たり純資産額を算定する場合における当該各号に定める日」とあるのは、「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三十条第一項に規定する株式の発行又は自己株式の処分に係る募集事項（法第百九十九条第二項に規定する募集事項をいう。）を決定した日」と読み替えるものとする。

（純資産の額）

条第一項に規定する株式の発行又は自己株式の処分に係る募集事項（会社法第百四十九条第三項に規定する募集事項をいう。）を決定した日をいう。）における第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額（その額が五百円未満である場合にはあつては、五百円）をもって認定事業再編事業者である株式会社の純資産額とする方法とする。

一 資本金の額

二 資本準備金の額

三 利益準備金の額

四 会社法第四百四十六条に規定する剰余金の額

五 最終事業年度（会社法第四百六十一條第二項第二号の場合にあつては、同法第四百四十七条第一項第二号の期間（当該期間が二以上ある場合にあつては、その末日が最も遅いもの）の末日（最終事業年度がない場合にあつては、認定事業再編事業者である株式会社の成立の日）における評価・換算差額等に係る額

六 新株予約権の帳簿価額

七 自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の合計額

（株式の数）

第三十条 法第三十条第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第三項の行為に係る株主総会において議決権を行使することができる内容とする株式をいいう。以下この条において同じ。）の総数に三分の一（当該株主総会の決議が成立するための要件として当該特定株式の議決権の総数の一定の割合以上の議決権を有する株主が出席しなければならない旨の定款の定めがある場合にあつては、当該一定の割合）を乗じて得た数に三分の一（当該株主総会の決議が成立するための要件として当該株主総会に出席した当該特定株主（特定株式の株主をいう。以下この条において同じ。）の有する議決権の総数の一定の割合以上の多数が賛成しなけれ

ばならない旨の定款の定めがある場合にあっては、一から当該定の割合を減じて得た割合)を乗じて得た数に一を加えた数。

二 法第三十条第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第三項の行為に係る決議が成立するための要件として一定の数以上の特定株主の賛成を要する旨の定款の定めがある場合において、特定株主の総数から株式会社に対して当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の数を減じて得た数が当該一定の数未満となるときにおける当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数。

三 法第三十条第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第三項の行為に係る決議が成立するための要件として前二号の定款の定め以外の定款の定めがある場合において、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の全部が同項に規定する株主総会において反対したとすれば当該決議が成立しないときは、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数。

四 特定款で定めた数

(株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に際しての株式の発行等に関する特例に係る認定の申請)

第五十一条 法第三十条第一項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画の認定(変更の認定を含む。)を受けようとする事業者は、第十二条第二項各号又は第十四条第三項の書類に加え、特定株式等取得(法第三十条第一項の規定により発行する株式又は处分する自己株式を対価とする譲渡による特定株式等の取得をいう。以下同じ。)の対価の相当性に関する事項に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 対価の総数若しくは総額又はその算定方法の相当性に関する事項

二 発行する株式若しくは処分する自己株式の数又はその算定方法の相当性に関する事項及び数若しくは額又はこれらの算定方法の相当性に関する事項

三 対価(前号に掲げるものを除く。)の内容

四 対価の割当ての相当性に関する事項

五 主務大臣は、認定事業再編計画に法第三十条第一項の株式の発行又は自己株式の処分に関する内容が含まれている場合には、前項の書類を公表するものとする。

二 申請に係る意思の決定を証する書面

三 役員の氏名及び歴歴を記載した書面

四 法第三十七条第一項第一号の金融機関としての行政府の免許、認可、承認その他これら

(剩余金の配当に関する特例に係る認定の申請)

第三十一条の二 法第三十三条第一項の規定による届出の特例措置を受けることができる事業再編計画の認定(変更の認定を含む。)を受けようとする事業者は、第十二条第二項各号又は第十四条第三項の書類に加え、特定剩余金配当をする日の属する事業年度(その事業年度の直前の事業年度が最終事業年度でないときは、その事業年度の直前の事業年度)に係る計算書類(会社法第四百三十五条第二項に規定する計算書類をいう。)につき承認を受けた時において、会社法第四百六十一第一条第三項第三号、第四号及び第六号に掲げる額の合計額が同項第一号に掲げた額を超えないことが見込まれることを記載した書面を添付しなければならない。

第三十二条 法第三十六条第一項の事業再編促進(事業再編促進円滑化業務実施方針)

第三十三条 法第三十七条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 事業再編促進業務の実施体制に関する事項

二 事業再編促進業務を統括する部署に関する事項

三 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

四 事業再編促進業務を実施する次に掲げる事項

一 事業再編促進円滑化業務の実施体制に関する事項

二 事業再編促進円滑化業務に関する次に掲げる事項

三 事業再編促進円滑化業務の実施に関する事項

四 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

五 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

六 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

七 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

八 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

九 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

十 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

十一 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

十二 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

十三 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

十四 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

十五 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

十六 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

十七 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

十八 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

十九 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

二十 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

二十一 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

二十二 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

二十三 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

二十四 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

二十五 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

二十六 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

二十七 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

二十八 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

二十九 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

三十 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

三十一 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

三十二 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

三十三 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

三十四 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

三十五 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

三十六 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

三十七 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

三十八 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

三十九 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

四十 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

四十一 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

四十二 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

四十三 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

四十四 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

四十五 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

四十六 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

四十七 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

四十八 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

四十九 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

五十 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

五十一 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

五十二 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

五十三 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

五十四 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

五十五 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

五十六 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

五十七 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

五十八 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

五十九 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

六十 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

六十一 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

六十二 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

六十三 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

六十四 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

六十五 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

六十六 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

六十七 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

六十八 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

六十九 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

七十 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

七十一 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

七十二 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

七十三 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

七十四 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

七十五 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

七十六 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

七十七 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

七十八 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

七十九 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

八十 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

八十一 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

八十二 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

八十三 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

八十四 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

八十五 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

八十六 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

八十七 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

八十八 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

八十九 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

九十 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

九十一 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

九十二 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

九十三 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

九十四 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

九十五 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

九十六 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

九十七 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

九十八 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

九十九 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百一 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百二 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百三 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百四 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百五 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百六 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百七 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百八 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百九 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百二十 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百二十一 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百二十二 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百二十三 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百二十四 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百二十五 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百二十六 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百二十七 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百二十八 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百二十九 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百三十 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百三十一 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百三十二 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百三十三 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百三十四 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百三十五 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百三十六 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百三十七 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百三十八 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百三十九 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百四十 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百四十一 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百四十二 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百四十三 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百四十四 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百四十五 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百四十六 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百四十七 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百四十八 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百四十九 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百五十 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百五十一 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百五十二 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百五十三 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百五十四 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百五十五 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百五十六 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百五十七 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百五十八 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百五十九 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百六十 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百六十一 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百六十二 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百六十三 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百六十四 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百六十五 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百六十六 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百六十七 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百六十八 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百六十九 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項

一百七十 事業

は、様式第四十による届出書に次に掲げる書面を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

書面

日程を記載した書面及び当該廃止後の措置を記載した書面

第四十条 法第三十七条第二項、第三十八条第二項、第三十九条第一項及び第四十三条第一項並びに第三十三条、第三十五条、第三十六条规定する。

前条の規定による主務大臣に対する指定申請書、認可申請書、届出書その他の書類の提出は、才務大臣又は逓信省大臣（以下「郵便大臣」といふ）に依る。

正本及びその写し各一通を提出することにより
行うことができる。

第四十一条 令第二十条の規定により主務大臣が
内閣総理大臣に對して通知を行うときは、金融
機関の意見を聽取する。

序長官を経由するものとする。

第四章 創業等の支援

(創業支援等事業計画の認定の申請)

第四十二条 法第二百二十七条第一項の規定により創業支援等事業計画の認定を受けようとする市町村は、様式第四十一による申請書（以下この

条及び次条において「申請書」という。」及び
その写し各一通を、経済産業大臣を経由して、
主務大臣に提出しなければならない。

市町村が実施する創業支援等事業と連携して一般社団法人又は一般財団法人（以下この項において「一般社団法人等」という。）が実施す

る創業支援等事業がある場合には、申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一般社団法人にあつては定款、役員名簿及び社員名簿、一般財團法人にあつては定款及び役員名簿

最近の三期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（設立後三年を経過していない一般社団法人等にあつては、成立後の各事業

四 三 年度に係るもの
登記事項証明書

四 創業支援等事業の実施に関する意思の決定
を証明する書類

3 市町村が実施する創業支援等事業と連携して特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）が実施する創業支援等事業がある場合には、申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 定款、役員名簿及び社員名簿

二 最近の三期間の事業報告書、貸借対照表及び収支計算書（設立後三年を経過していない場合は、事業年度に係るもの）、最終の財産目録並びに申請日の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書

三 登記事項証明書

四 創業支援等事業の実施に関する意思の決定（創業支援等事業計画の認定）
を証明する書類

〔創業支援等事業計画の認定〕

第四十三条 主務大臣は、法第二百二十七条第一項の規定により創業支援等事業計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該創業支援等事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該市町村に交付するものとする。
(認定創業支援等事業計画の変更に係る認定の申請及び認定)

〔産業競争力強化法第127条第1項の規定に基づき認定する。〕

2 主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第四十二による通知書を当該市町村に交付するものとする。

〔認定創業支援等事業計画の変更に係る認定の申請及び認定〕

第四十四条 法第二百二十八条第一項の規定により創業支援等事業計画の変更の認定を受けようとする認定市町村は、様式第四十三による申請書（以下この条において「申請書」という。）及びその写し各一通を経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

2 申請書及びその写しの提出は、認定創業支援等事業計画の写しを添付して行わなければならぬ。

3 主務大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る創業支援等事業計画の提出を受けた場合において、速やかに法第二百二十七条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該創業支援等事業計画の写しを添付して行わなければならぬ。

業計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定市町村に交付するものとする。

「産業競争力強化法第128条第1項の規定に基づき認定する。」

主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第四十四による通知書を当該認定市町村に交付するものとする。

(認定創業支援等事業計画の変更の指示)

第四十五条 主務大臣は、法第二百二十八条第三項の規定により認定創業支援等事業計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載し、同様に第四十回の通じ書と当該変更の旨旨

を受ける認定市町村に交付するものとする。
(認定創業支援等事業計画の認定の取消し)

又は第三項の規定により認定創業支援等事業計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載して様式第四十六による通知書を当該

認定が取り消される認定市町村に交付するものとする。

(創業支援等事業計画に関する権限の委任)
第四十七条 創業支援等事業計画に関する財務大臣の権限は、当該創業支援等事業計画の市町村

の区域を管轄する財務局長（福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局长）又は国税局長（冲縄国税事務所長を含む。）

2 創業支援等事業計画に関する厚生労働大臣の
に委任するものとする。ただし、財務大臣が自
らその権限を行うことを妨げない。

権限は、当該創業支援等事業計画の市町村の区域を管轄する地方厚生局長（四国厚生支局の管轄区域内にある場合については、四国厚生支局

3 長)に委任するものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。創業支援等事業計画に関する農林水産大臣の

権限は、当該創業支援等事業計画の市町村の区域を管轄する地方農政局長（北海道農政事務所長を含む。）に委任するものとする。ただし、

4 農林水産大臣が自らその権限を行ふことを妨げない。
創業支援等事業計画に関する経済産業大臣の

4 創業支援等事業計画に関する経済産業大臣の権限は、当該創業支援等事業計画の市町村の区

5 創業支援等事業計画に関する国土交通大臣の権限は、当該創業支援等事業計画の市町村の区域を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十二年法律第二百号）第四条第一項第十五号、第八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第二百二十八号に掲げる事務並びに同項第八十六号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限についても、運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長に委任するものとする。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

6 創業支援等事業計画に関する環境大臣の権限は、当該創業支援等事業計画の市町村の区域を管轄する地方環境事務所長に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

（実施状況の報告）

第四十八条 認定事業適応事業者又は認定事業再編事業者は、認定事業適応計画又は認定事業再編計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、認定事業適応事業者については様式第四十七により、認定事業再編事業者については様式第四十八により、主務大臣に報告しなければならない。ただし、法第二十二条の二十八に規定する課税の特例に係る情報技術事業適応を行う認定事業適応事業者については、その認定事業適応計画に係る情報技術事業適応設備等（情報技術事業適応の用に供するために新設又は増設をするソフトウェア及び当該情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェア（その利用に係る費用で繰延資産となるものを支出する要件に該当するものの全部を取得し、又は製作して、これを国内にある当該認定事業適応事業者の事業の用に供し、情報技術事業適応特例基準に規定する具体的な指標を達成したときは、その翌事業年度以降について当該報告をすることを要しない。）

者に限る。次項及び次条各号において同じ。)は、当該資金計画に係る債権放棄について事業再編債権者との間で合意した日(以下この項において「債権放棄合意日」という。)以後一月以内の一定の日における財産目録 貸借対照表及び当該一定の日を含む事業年度開始の日から当該一定の日までの損益計算書(事業再編に関する再建計画の決定に伴い、一般に公正妥当と認められる会計処理に従つて必要とされる評価損の計上その他適切な会計処理を反映したものに限る。)を、当該債権放棄合意日以後四月以内に主務大臣に提出しなければならない。

3 資金計画認定事業再編事業者は、認定事業再編計画の実施期間中の各事業年度の四半期ごとの実施状況について、速やかに、主務大臣に様式第四十九により報告をしなければならない。

4 第一項の規定による報告には、貸借対照表及び損益計算書(事業再編に係る資金計画を含む事業再編計画の報告にあつては、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けているものに限り報告をしなければならない。

5 認定事業再編事業者は、認定事業再編計画の実施において、次に掲げる事実が発生した場合には、速やかに、主務大臣に様式第五十により報告をしなければならない。

一 当該認定事業再編事業者以外の者による破産手続開始、再生手続開始又は企業担保権の実行の申立て若しくは通告がなされたこと。

二 手形若しくは小切手の不渡り(支払資金の不足を事由とするものに限る。)又は手形交換所による取引停止処分があつたこと。

三 主要取引先(前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。)から取引の停止を受けたこと。

4 第一項の規定による報告を受けたときは、様式第五十の二により、当該報告書に係る認定事業適応計画の実施状況の概要を、又は様式第五十の三により、当該報告に係る認定事業再編計画の実施状況の概要を公表するものとする。

(四半期ごとの実施状況の報告事項)

第四十九条 前条第三項の各事業年度の四半期ごとの実施状況の報告には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 資金計画認定事業再編事業者の売上の推移を示す書類

二 資金計画認定事業再編事業者の有利子負債の残高の推移を示す書類

(会社法又は民法の特例に関する報告事項)

第五十条 認定事業再編事業者は、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、第四十八条第一項の報告に、当該各号に掲げる事項について記載した書類を添付しなければならない。

一 法第二十六条及び第二十七条の規定による現物出資又は財産引受(以下この号において「現物出資等」という。)当該現物出資等に係る財産の内容及び価額

二 法第二十九条の規定による資本金等の額の減少と同時にを行う株式の併合、当該資本金等の額の減少と同時にを行う株式の併合の内容又は自己株式の処分、当該株式の発行又は自己株式の処分の内容、特定株式等取得の結果及び損益計算書(事業再編に係る資金計画を含む事業再編計画の報告にあつては、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けているものに限り報告をしなければならない。

四 法第三十三条第一項の規定による特定剰余金配当(同項の規定により読み替えて適用する会社法第四百六十五条第一項の規定の適用についての特例措置としてのみ実施するものを除く。)特定剰余金配当株式等(特定剰余金配当に係る関係事業者の株式又は外国関係法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものをいう。以下この号において同じ。)が金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。以下この号において同じ。)に上場された日及び当該金融商品取引所の名称(特定剰余金配当株式等が金融商品取引所に上場されていない場合にあっては、その旨及びその理由)

五 法第三十二条第一項の規定による事業の渡への場合の債権者への催告 当該事業の譲渡の内容

二 租税特別措置法第十条の五の六第五項若しくは第九項又は第四十二条の十二の七第三項若しくは第六項の所得税又は法人税に係る課税の特例措置の適用を受けた認定事業適応事業者は、第四十八条第一項の規定による報告に併せて、当該特例措置の適用を受けた場合の償却限度額の範囲内で普通償却限度額を超えて償却する額又は当該特例措置の適用を受けることによる所得税額若しくは法人税額の控除額についても報告しなければならない。

三 法第二十九条第一項の規定による株式の發行又は自己株式の処分、当該株式の発行又は自己株式の処分の内容、特定株式等取得の結果及び損益計算書(事業再編に係る資金計画を含む事業再編計画の報告にあつては、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けているものに限り報告をしなければならない。

四 法第三十三条第一項の規定による特定剰余金配当(同項の規定により読み替えて適用する会社法第四百六十五条第一項の規定の適用についての特例措置としてのみ実施するものを除く。)特定剰余金配当株式等(特定剰余金配当に係る関係事業者の株式又は外国関係法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものをいう。以下この号において同じ。)が金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。以下この号において同じ。)に上場された日及び当該金融商品取引所の名称(特定剰余金配当株式等が金融商品取引所に上場されていない場合にあっては、その旨及びその理由)

五 法第三十二条第一項の規定による事業の譲渡への場合の債権者への催告 当該事業の譲渡の内容

二 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十条の五の六第一項、第三項、第七項若しくは第八項又は第四十二条の十二の七第一項、第二項、第四項若しくは第五項の所とあることをされた改正前の産業競争力強化法施行規則(以下「旧産競法施行規則」という。)附則第四条の規定によりなおその効力を有することとされた改正前の産業競争力強化法(以下「旧産競法」という。)附則第十四条の規定によりなおその効力を有することとされた法

三 第五十二条 法第一百四十五条第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第五十一によるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第二十六号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成三十一年七月九日)から施行する。

第二条 産業競争力強化法施行規則(平成二十六年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号)は、廃止する。

第三条 前条の規定による廃止前の産業競争力強化法施行規則(平成二十六年法律第二十六号)は、その旨及びその理由

第四条 この命令の施行の際現に改正法による特別措置法施行令(平成十一年政令第二百五十八号)とする。

(新たなる規制の特例措置の求めに係る手続に関する経過措置)

第五条 改正法附則第七条の規定によりなおその効力を有することとされた旧産競法第三十九条に規定する株式会社日本政策金融公庫の事業再編促進円滑化業務については、旧産競法施行規則第三十一条及び第三十六条の規定は、この命令の施行後も、なおその効力を有する。この場

合において、旧産競法施行規則第三十一条中「法」とあるのは、「産業競争力強化法等の一部」を改正する法律(平成三十年法律第二十六号)附則第七条の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の産業競争力強化法(以下「旧産競法」という。)と、旧産競法施行規則第三十六条中「法」とあるのは、「旧産競法」とする。

(指定金融機関の行う事業再編促進業務に関する経過措置)

第六条 改正法附則第八条の規定によりなおその効力を有することとされた旧産競法第四十一条に規定する指定金融機関の行う事業再編促進業務については、旧産競法施行規則第三十二条から第四十条までの規定は、この命令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧産競法施行規則第三十二条から第三十九条までの規定中「法」とあるのは、「旧産競法」と、旧産競法施行規則第四十条中「令」とあるのは、「産業競争力強化法等」の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成三十年政令第百九十九号)第十一条の規定によりなおその効力を有することとされた同令第一条の規定による改正前の産業競争力強化法施行令(平成二十六年政令第十三号)とする。

附 則 (平成三十一年九月二十五日内閣府・総務省・農林水産省・文部科学省・厚生労働省・環境省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号)

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年七月一日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第三号)

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年七月一日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第四号)

この命令は、公布の日から施行する。

省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第六号)

この命令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和元年十二月十四日)から施行する。

附 則 (令和二年一月二八日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第八号)

(施行期日)

省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第八号)

(施行期日)

この命令は、公布の日から施行する。

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令に

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和三年六月一六日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

(施行期日)

この命令は、公布の日から施行する。

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令に

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和三年六月一六日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

(施行期日)

この命令は、公布の日から施行する。

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令に

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和三年七月三〇日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号)

(施行期日)

この命令は、令和五年四月一日から施行する。

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令に

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和元年七月一九日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第四号)

この命令は、公布の日から施行する。

いう。)により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。)

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

第三条 この命令による改正後の産業競争力強化法施行規則第四十八条第六項の規定は、この命令の施行の日より前に改正法による改正前の産業競争力強化法第二十三条第一項の認定を受けた事業再編計画の同令第四十八条第一項の規定による報告を受けた場合には、適用しない。

附 則 (令和四年三月三一日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号)

(施行期日)

この命令は、令和四年四月一日から施行する。

2 所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三号)第十条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十六条の十一の四第一項の法人税に係る欠損金の繰越しについての特例措置を受けた産業競争力強化法第二十一条の十六第一項に規定する認定事業の旧産業競争力強化法施行規則第五十五条第一項の規定による報告については、なお従前の例による。

附 則 (令和六年三月三〇日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第三号)

(施行期日)

この命令は、令和六年四月一日から施行する。

2 所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第十六条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十六条の十一の四第一項の法人税に係る欠損金の繰越しについての特例措置を受けた産業競争力強化法第二十一条の十六第一項に規定する認定事業の旧産業競争力強化法施行規則第五十五条第一項の規定による報告については、なお従前の例による。

附 則 (令和六年三月三〇日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第三号)

(施行期日)

この命令は、令和六年四月一日から施行する。

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和五年三月三一日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号)

(施行期日)

この命令は、令和五年四月一日から施行する。

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令に

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和三年七月三〇日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

(施行期日)

この命令は、令和五年四月一日から施行する。

項において「旧産業競争力強化法施行規則」という。)第十一条の十八第三項の確認を受けた認定事業適応計画に係る成長発展事業適応に関する同条に規定する当該事業適応計画の変更の認定に関する事項、旧産業競争力強化法施行規則第十二条の二十に規定する証明の求め及び旧産業競争力強化法施行規則第十二条の二十一に規定する適合証明書の交付については、なお従前の例による。

2 この命令による改正後の産業競争力強化法施行規則第四十八条第六項の規定は、この命令の施行の日より前に改正法による改正前の産業競争力強化法第二十三条第一項の認定を受けた事業再編計画の同令第四十八条第一項の規定による報告を受けた場合には、適用しない。

附 則 (令和四年三月三一日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号)

(施行期日)

この命令は、令和四年四月一日から施行する。

2 所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三号)第十条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十六条の十一の四第一項の法人税に係る欠損金の繰越しについての特例措置を受けた産業競争力強化法第二十一条の十六第一項に規定する認定事業の旧産業競争力強化法施行規則第五十五条第一項の規定による報告については、なお従前の例による。

附 則 (令和六年三月三〇日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第三号)

(施行期日)

この命令は、令和六年四月一日から施行する。

2 所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第十六条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十六条の十一の四第一項の法人税に係る欠損金の繰越しについての特例措置を受けた産業競争力強化法第二十一条の十六第一項に規定する認定事業の旧産業競争力強化法施行規則第五十五条第一項の規定による報告については、なお従前の例による。

附 則 (令和六年三月三〇日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第三号)

(施行期日)

この命令は、令和六年四月一日から施行する。

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和五年三月三一日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号)

(施行期日)

この命令は、令和五年四月一日から施行する。

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令に

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和三年七月三〇日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

(施行期日)

この命令は、令和五年四月一日から施行する。

3 この命令の施行前にこの命令による改正前の

産業競争力強化法施行規則(以下この項及び次

項において「

いう。)により使用されている書類は、この命

令による改正後の様式によるものとみなす。)

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用

紙については、この命令による改正後の様式によ

る規定による改

正する等の法律(附則第三条において「改

正法」という。)の施行の日(令和三年八月二

日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令に

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用

紙については、この命令による改正後の様式によ

る規定による改

正する等の法律(附則第三条において「改

正法」という。)の施行の日(令和三年八月二

日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令に

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用

紙については、この命令による改正後の様式によ

る規定による改

正する等の法律(附則第三条において「改

正法」という。)の施行の日(令和三年八月二

日)から施行する。

**様式第一から様式第十七まで 削除
様式第十八（第11条の2第1項関係）**

(1) 事業組織における組織の内容

(2) 事業組織を行うに際する目的

(3) 事業組織による運営の責任者の内容

(4) 事業組織による運営の権限

① 事業組織による運営に及ぼす子会社

② 事業組織による運営に及ぼす親会社

(5) 事業運営の実施手順

(6) 事業運営の実施手順及びその運営方法

○必要となる各会員の運営手順の規定

○必要な会員の運営手順の規定

(7) 事業運営にむける方針(決議文)の適用

4. その他

[備考]

- 申請者が個人事業主の場合は名称及び法人名等の記載は不要とする。
- 主たる営業の求めに応じ、必要な範囲で提出するうら別のこと。
- 開業の大きさは、主たる営業額 A 4 千円。
- 1 年以内で 2 回も同号令に於ける規則及び附則第 3 項の規定による求めに従事する業種を替換すること。
- 第 1 項第 2 号の規定による確認を受けた場合は、この出荷者に様式第 18 の 17 を併せて提出すること。

1. 事務局の運営

(1) 事務局は、本会議の運営に係る事項（本会議の開催日程等）を下記と異なる場合は、開催日程等に付する付記事項等を追加する。また、会員へ本会議の開催日程等を通知する際には、付記事項等を併せて同封する旨を記載する。
付記事項等の範囲は、本会議の開催日程等に付する付記事項等を除くものである。

(2) 会員は、本会議の開催日程等に付する付記事項等を、本会議の開催日程等に付する付記事項等を除くものである。

(3) 会員は、本会議の開催日程等に付する付記事項等を、本会議の開催日程等に付する付記事項等を除くものである。

(4) 会員は、本会議の開催日程等に付する付記事項等を、本会議の開催日程等に付する付記事項等を除くものである。

2. 事務局の運営に関する規定

(1) 事務局は、本会議の開催日程等に付する付記事項等を、本会議の開催日程等に付する付記事項等を除くものである。

(2) 会員は、本会議の開催日程等に付する付記事項等を、本会議の開催日程等に付する付記事項等を除くものである。

(3) 会員は、本会議の開催日程等に付する付記事項等を、本会議の開催日程等に付する付記事項等を除くものである。

(4) 会員は、本会議の開催日程等に付する付記事項等を、本会議の開催日程等に付する付記事項等を除くものである。

3. 事務局の運営に関する規定

(1) 事務局は、本会議の開催日程等に付する付記事項等を、本会議の開催日程等に付する付記事項等を除くものである。

(2) 会員は、本会議の開催日程等に付する付記事項等を、本会議の開催日程等に付する付記事項等を除くものである。

(3) 会員は、本会議の開催日程等に付する付記事項等を、本会議の開催日程等に付する付記事項等を除くものである。

(4) 会員は、本会議の開催日程等に付する付記事項等を、本会議の開催日程等に付する付記事項等を除くものである。

④事業内容に付ける記載事項等の内容について記載する。

(4) 事業者の実績について記載する。

- ① 事業者の実績の内容と取扱い範囲を示すを以下に記載する。
 - ② 初回に上じて、毎年一度の定期記載とする。
- ③ 事業者の実績に於ける会員登録の方法とその登録料金を記載する。ただし、資金の受け付け等で、タリヤー利用登録料金と会員登録料金が別途に並んで記載する場合は、
 - ④ 必要な会員登録料金と開業料金の額を記載する。
 - ⑤ 開業料金の額と開業料金の期間を明記する。

3. 事業者に於ける会員登録の方法と会員登録料金

3-1. 小さな会員登録料金の場合は、会員登録料金の合計額について記載する。

4.その他
この申告書の提出と併せて第4条第3項の17を提出する場合は、その旨を記載する。資金の貸付に係るエキスラギー利用費負担減免制度の計画にあっては、別表3により必要な事項を記入する。

別表1 (環境への負荷の低減に関する野心的な目標)
環境への負荷の低減に関する野心的な目標

| 日別実績登録用 | 日別登録用 | 日別実績登録用 |
|---|-------|------------|
| (iii) 外部評議機関(第11条の2第8号に規定する外部評議機関をいう。以下同じ。)による評議を実行に向けた際、外部評議機関に対して行った評議の内容を記載すること。ただし、「役員の報酬」については、外部評議機関が報酬を受けるに当たって作成した書類等を提出することができるものとみなす。 | | |
| 第2章(成長支援事業における被扶助事業者の内容) | | |
| 成長支援事業における被扶助事業者の内容 | | |
| 事業者名 | 実地取扱 | 投資額 |
| | | 投資内容詳細 |
| | | 金額 (万円) |

1、「実施時期」は年月をもって記載する。
 2、「投資額型」は実施額計第5章第1号ハ2に規定する(1)～(5)の類型を記載する。

様式第十八の五（第11条の4第1項関係）

様式第十八の六（第11条の4第4項関係）

様式第十八の七（第11条の4第5項関係）

様式第十八の八（第11条の4第6項関係）

様式第十八の十三（第11条の11関係）

様式第十八の十四（第11条の12関係）

様式第十八の十五（第11条の15関係）

様式第十八の十六 削除

| | | | | | |
|--------------------------------|----|-----|-----|-----|----|
| 被選舉人之姓名 | | 得票數 | | 年月日 | |
| 姓 | 名 | 得票數 | 得票數 | 年 | 月 |
| 劉 | 英 | | | | |
| 劉英 | 劉英 | | | | |
| (註)此票為無記名投票，請勿在票上簽名或捺印。 | | | | | |
| (註)請將票投入投票箱內，切勿將票交回，以免造成開票的困難。 | | | | | |
| 備註 | | | | | |
| 1. 舉辦公事處 | | | | | |
| 議會事務 | 吏務 | 庶務 | 吏務 | 年月日 | 備註 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 2. 安寧委員會 | | | | | |
| 請勿將票交回，以免造成開票的困難。 | | | | | |

様式第十八の十八（第11条の19第3項関係）

十八の十八（第11条の29第3項関係）

年 月 日

年一月一日付けで利害のあった技術事業者連合に係る認証について、産業競争力強化
委員会の認定基準に基づく審査の結果を公表するに際しては審査結果を公表する

前に満足するものであることを確認しました。

記

1. 被認証した会員登録情報
2. 申請書類の提出及び代表者の氏名
3. 申請書類の写真
4. 国立歩兵軍團記念館の領収書

海面の大きさ3,122.日本基準積算4とす。
、半誌のかたの海賊記説者及び別紙のなしを添付する。

式第一

一九

1項の後述に基づき、事業再編計画について認定を受けたいので申請し
記

第
1
2

条文

の日程「事業実績」を行おうとする背景となる事項及びそれにより日割計算に記載する。
④健全性をもたらす数値目標「事業実績」の実施に関する指針(平成26年
度第1回)に記載する基準的な財務目標を記載する。」を記載する。

の内容を記載する。
業を明記するとともにその選定理由を記載する。
分野又は方式の変更に付けて事業各編の具体的な内容を要約的に記載す

の、次の説明を聽取する。
る生産性の向上が当該事業分野における市場構造に明らかして、持続的な
であること。

乙事業分野の課題と計画にあらかじめあっては、その解説に當らざる

に照らして、争議者とその営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む競合する競争者が確保されるものであること。
他の事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

新規競争が行う競争を含む場合に、その名前及び当該競争の事業者又は其の監督若しくは開催事業者若しくは該競争の第1種の特定開催事業者は又は該競争人であることを明記を要請する。

当額に付する設備投資（土地、建物及び設備（リース設備を含む。）の取得

将に係る投資をいいう。」の内容について、申請者である事業者及びその関係事業者又は外団關係人ごとにそれぞれ記載する。

別表3により、事業又は賃貸の譲受け又は譲り受けに伴い不動産の譲受け又は譲り受けを予定している者は、該証や勘定の会計について記載する。合併、分割等により不動産の取得を予定している者についても、同様とする。

5の世界

又は
の七

の)の取扱(当該外国法人が外開業法人である場合又は当該取扱に上り当該外開業法人が外開業法人となる場合に限る。)については、取扱する株式等に係る外国法人の名称、社名、代表の氏名並びに取扱の種類並びに取扱に付ける当該外開業法人の章記述等の

の保有比率(日本公債額の割合)についてこれぞ軽視する。」¹⁷⁾ 且つ外國公債は外國人の投資員が該公債を購入する際の取扱いのための割合、当該譲渡に係る特權等の譲渡割合に於て該譲渡割合の算出に該譲渡等の特権を考慮する。該譲渡等の特権を考慮する割合には、その旨を記載する。

又は外国法人の清算については、当該会社の名称、住所、代表者の氏名及び清算会社並に清算代理人の氏名を記載する。

既往歴事業組合に対する貸借について。貸借を行う有限責任事業組合の名称及び住所並びに
登記者(組合員)の名前[法人の登記者(組合員)]である場合には、該法人の名称並びに職
務者名の表示によりて貸借の内容が明確に示さなければあらず。たゞ二会員組合のもの以外は

行為者の情状(人における役職及び其名)及び取扱所を記載する。また、金銭をは損の目的とする場合に於ては、出資の額及び出資する期日を記載し、金銭以外の財産を出資の目的とする場合に於ては、出資する財産の内容、財産の価額(有価証券等を合併会社に譲るための出資規制規則(平成

(実現可能とする時間の)小切手、時間の価値(有効性と無効性を区別する)の実践的評議(平成9年産業労働省令第24号)第8条第1項に規定する「価値をうながす日」を記載する。又は十箇設置の相当程度の難易又は設備の相当程度の複雑性についてでは、当該競争合戦地又は競争合戦地の周辺地に於ける、既存の設備の相当程度の難易又は設備の相当程度の複雑性を記載する。

する設備を特定し、その内容、種類及び免除費用並に撤去又は定期修理日をそれぞれ記載する。これに伴い希望通路の変更を行う場合は、その旨を記載する。

■に伴う設備投資の内容

| 设备名称 | 数量 | 单位 | 金额 | 用途 | 备注 |
|-------|------|----|--------|------|----|
| 玻璃钢风管 | 1000 | 米 | 100000 | 通风管道 | |

| | | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|--|
| 年度 | | | | | | |
| 季度 | | | | | | |

分類

取得又は譲渡する不動産の内容
略図: (b)

所在地番地　目面種　その他

三六

| ②③(ハ)事務の基準の方針的 | |
|----------------|--|
| (1) | 被委託者の機密を守ることの原則 被委託者の機密は公表に際しては、その機密性を明示する。 個人情報等を含むものとして扱う場合は、個人情報を保護するための措置を講じる。 |
| (2) | 被委託者の上級部署の監督と連絡体制 被委託者は、上級部署の監督と連絡体制を確立する。 全般の監督と連絡体制を明確に定め、定期的に監査を行う。 |
| (3) | 被委託者の上級部署 被委託者が委託された業務の実施に際しては、上級部署が監督することとする。 |
| (4) | 被委託者の上級部署の監督と連絡体制 被委託者が委託された業務の実施に際しては、上級部署が監督することとする。 |

④ ①(イ)は、(ア)契約書における事務執行の内容を(イ)に掲載した内規及びその付表を定めたものとする。
⑤ ②(イ)は、(ア)契約書における事務執行の内容を(イ)に掲載した内規及びその付表を定めたものとする。
⑥ ③(イ)は、(ア)契約書における事務執行の内容を(イ)に掲載した内規及びその付表を定めたものとする。
⑦ ④(イ)は、(ア)契約書における事務執行の内容を(イ)に掲載した内規及びその付表を定めたものとする。
⑧ ⑤(イ)は、(ア)契約書における事務執行の内容を(イ)に掲載した内規及びその付表を定めたものとする。
⑨ ⑥(イ)は、(ア)契約書における事務執行の内容を(イ)に掲載した内規及びその付表を定めたものとする。
⑩ ⑦(イ)は、(ア)契約書における事務執行の内容を(イ)に掲載した内規及びその付表を定めたものとする。
⑪ ⑧(イ)は、(ア)契約書における事務執行の内容を(イ)に掲載した内規及びその付表を定めたものとする。
⑫ ⑨(イ)は、(ア)契約書における事務執行の内容を(イ)に掲載した内規及びその付表を定めたものとする。
⑬ ⑩(イ)は、(ア)契約書における事務執行の内容を(イ)に掲載した内規及びその付表を定めたものとする。

様式第二十（第13条関係）(令和2年4月1日施行) 第13条第2項第1号の規定による届出書

事業者別届出の届出通知書 年 月 日

用紙 大型 番号

年 月 日付で認定申請のあった事業所届出について、下記の趣旨の理由により決定をしないものとします。

(規約)
用紙の大きさは、日本文書規格A4とします。

(記載事項)
用紙の記載欄を欄から、認定をしない理由を具体的に記載する。

年 月 日付で認定申請のあった事業所届出について、下記の趣旨の理由により決定をしないものとします。

(規約)
用紙の大きさは、日本文書規格A4とします。

(記載事項)
用紙の記載欄を欄から、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第二十一（第13条関係）(令和2年4月1日施行) 第13条第2項第1号の規定による届出書

事業者別届出の届出通知書 年 月 日

用紙 大型 番号

年 月 日付で認定申請のあった事業所届出について、下記の趣旨の理由により決定をしないものとします。

(規約)
用紙の大きさは、日本文書規格A4とします。

(記載事項)
用紙の記載欄を欄から、認定をしない理由を具体的に記載する。

年 月 日付で認定申請のあった事業所届出について、下記の趣旨の理由により決定をしないものとします。

(規約)
用紙の大きさは、日本文書規格A4とします。

(記載事項)
用紙の記載欄を欄から、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第二十二（第14条関係）(令和2年4月1日施行) 第14条第2項第1号の規定による届出書

事業者別届出の届出通知書 年 月 日

用紙 大型 番号

年 月 日付で認定を受けた事業所届出について下記の趣旨の理由により決定をしないものとします。

(規約)
用紙の大きさは、日本文書規格A4とします。

(記載事項)
用紙の記載欄を欄から、認定をしない理由を具体的に記載する。

年 月 日付で認定を受けた事業所届出について、下記の趣旨の理由により決定をしないものとします。

(規約)
用紙の大きさは、日本文書規格A4とします。

(記載事項)
用紙の記載欄を欄から、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第二十三（第14条関係）（昭和廿四年十二月八日修正のもの）
日本事業用機械の定期交換手帳
年 月 日

用
主務大臣名
年 月 日付で支拂費用の支拂いのあった事業用機械について、下記の理由により留め置きをいたしました。
成
不買出の理由
(備考)
用紙の大きさは、日本事業用機械A4とします。
(定期交換)
定期の点検を実施する際、機械の構造上、定期的に行なうべき修理等のため、定期的に機械を停止して運転しない場合に、定期的に點検する。
不買出の理由を要する場合に、定期的に行なうべき修理等のため、定期的に機械を停止して運転しない場合に、定期的に點検する。

様式第二十四（第14条関係）（昭和廿四年十二月八日修正のもの）
日本事業用機械の定期交換手帳
年 月 日

用
主務大臣名
年 月 日付で定期をした事業用機械について、下記の理由によ
り定期を停止します。
成
定期を停止する理由
(備考)
用紙の大きさは、日本事業用機械A4とします。
(定期交換)
定期の点検を実施する際、機械の構造上、定期的に行なうべき修理等のため、定期的に機械を停止して運転しない場合に、定期的に點検する。

様式第二十五（第15条関係）（昭和廿四年十二月八日修正のもの）
日本事業用機械の定期交換手帳
年 月 日

用
主務大臣名
年 月 日付で定期をした事業用機械について、下記の理由によ
り定期を停止します。
成
定期を停止する理由
(備考)
用紙の大きさは、日本事業用機械A4とします。
(定期交換)
定期の点検を実施する際、機械の構造上、定期的に行なうべき修理等のため、定期的に機械を停止して運転しない場合に、定期的に點検する。

様式第二十六（第16条関係）（昭和廿四年十二月八日修正のもの）
日本事業用機械の定期交換手帳
年 月 日

用
主務大臣名
年 月 日付で定期をした事業用機械について、下記の理由によ
り定期を停止します。
成
定期を停止する理由
(備考)
用紙の大きさは、日本事業用機械A4とします。
(定期交換)
定期の点検を実施する際、機械の構造上、定期的に行なうべき修理等のため、定期的に機械を停止して運転しない場合に、定期的に點検する。

削除

備考第二七 (括弧内は該表題) 許可事項内蔵の認定規則の公表

1. 認定規則の公表日
2. 認定規則の内蔵する事業者名
3. 認定規則の公表地

備考第二八

1. 認定規則の公表地
2. 認定規則(第1号規則)のうち、認定規則の実効性についてもとの用意に記載する。
①事業者の業種と規制を受ける範囲について(例: 乙に係る業種)して記載しなさい。
②認定規則の内蔵する事業者と認定規則(第1号規則)の内蔵する事業者と同一である場合は、其の旨次へ付し、並んで内蔵する事業者と記載することとする。

| | |
|---|--------------------|
| 株式会社三七(第32条関係) | 旨合意開設届出申書 |
| | 年 月 日 |
| 財務大臣 聞 | 住 所 名 代表者の氏名 |
| 経済大臣 聞 | |
| 経済大臣 聞 | |
| 旨合意機関の権限を受けないに、従業競争力強化法第27条第1項の規定により、下記のとおり記載します。 | |
| 記 | |
| 1. 会員登録の実行状況 | 事務局所在地 名 所在地 |
| 2. 役員の登記及び役職 | |
| 3. 事業範囲の変更をなすに当たる事務所又は所在地の変更 | |
| 4. 事業範囲の変更をなすに当たる事務所又は所在地の変更 | |
| 備考 | |
| 用印の大きさは、日本郵便郵便局G44-47です。 | |

| | | |
|--|----------------|-------|
| 株式会社(支店名) | 指定扶助機能団体等更迭届出書 | 年 月 日 |
| 財 务 大 部 廉 | | |
| 経営企画部 廉 | | |
| | 住 所 | |
| | 郵便番号 | |
| (1) 本団体扶助機能団体としての名称と住所 | 代表者の氏名 | |
| (2) 事業所別扶助金額(行)と金額(円)、以降の欄を複数行 | | |
| を変更する場合、有効範囲(扶助金決算期)の範囲に、下記のとおり記入指出せ る。 | 記 | |
| 重要事項 | | |
| 提出事項 | 変更前 | 変更後 |
| | | |
| | | |
| | | |
| 4. 变更の提出 (署印) | | |

| | |
|--|---|
| 様式第十九号(第2回提出用) | |
| 指定機関開帳特許権変更認印申請書 | |
| 年月日 | |
| 財務大臣 | 般 |
| 特許庁大臣 | 般 |
| 住 所 | |
| 代表者の氏名 | |
| 事業再編成会社に関する契約の変更について認可を受けたので、在庫強化戦略推進会議の規程により、下記のとおり登録します。 | |
| 記 | |
| 1. 变更の内容 | |
| 2. 变更の実行月日 | |
| 3. 变更の理由 | |
| 4. 变更の権利 | |
| 備考 | |
| 同様の大きさは、日本審査規則44とする。 | |

様式第四十二（第43条関係）：(社)日本建設業協会とその会員の会員登録契約書

会員登録契約書（会員登録料金支払用）・会員登録料金支払用登録契約書

会員登録料金支払用登録契約書

年月日

市町村名　姓　名　性別　年齢

年月日　日付けて認定申請のあった会員登録料金支払用登録契約について

は、下記の理由により認定をしないものとします。

是

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本建築業協会とします。

（認定料）

会員登録料金支払用登録契約書

会員登録料金支払用登録契約書

様式第四十三（第44条関係）：(社)日本建設業協会とその会員の会員登録契約書

会員登録契約書（会員登録料金支払用）・会員登録料金支払用登録契約書

会員登録料金支払用登録契約書

年月日

市町村名　姓　名　性別　年齢

年月日　日付けて認定を受けた会員登録料金支払用登録契約について下記の

上記より変更をしたいので、会員登録料金支払用登録契約の変更を希望する事

とします。

是

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本建築業協会とします。

（認定料）

会員登録料金支払用登録契約書

様式第四十四（第44条関係）：(社)日本建設業協会とその会員の会員登録契約書

会員登録契約書（会員登録料金支払用）・会員登録料金支払用登録契約書

会員登録料金支払用登録契約書

年月日

市町村名　姓　名　性別　年齢

年月日　日付けて認定を受けた会員登録料金支払用登録契約について

は、下記の理由により認定をしないものとします。

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本建築業協会とします。

（認定料）

会員登録料金支払用登録契約書

様式第四十五（第45条関係）：(社)日本建設業協会とその会員の会員登録契約書

会員登録契約書（会員登録料金支払用）・会員登録料金支払用登録契約書

会員登録料金支払用登録契約書

年月日

市町村名　姓　名　性別　年齢

年月日　日付けて認定を受けた会員登録料金支払用登録契約について

は、下記の理由により認定をせざるを得ぬものとします。

是

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本建築業協会とします。

（認定料）

会員登録料金支払用登録契約書

機械第十六回（東北電気開業） 伊勢原市長の御見舞と御見舞金を贈る。当時の御見舞金
が少ないので、伊勢原市長は、伊勢原市議会議員の御見舞金を贈る。伊勢原市議會第一回定期會
於此來支電事務所第廿四回記念取扱し通報 年月日
市町村長 佐藤 勝 球太郎 名
年月 日付で記念をした御見舞金と御見舞金については、下記
の理由により當て難しかりし。記
註定金を數り難ゆ
(備考) 用紙の大きさは、日本製紙株式会社とする。
(記載欄) 次第に伊勢原市第廿四回、御見舞の收蔵の理由になつてゐるもの具体的に記
載する。

| | |
|------------------------|--------------------------------|
| 様式第百七十九(資料用紙)(略説用) | |
| 年位に付ける認定事実書と区分の実施状況報告書 | |
| 年 月 日 | |
| 主担当課 名 段 | |
| 被 募 名 | 人 品 等 |
| 代 募 者 の 氏 | |
| 年 月 日 | 資料に記載を受けた事実書と区分の実施状況を下記のとおり開示し |

| |
|---|
| 記 |
| 1. 事務用紙に付ける用紙の提出状況 |
| (1) 事務用紙に付ける用紙の提出状況 |
| (2) 会員登録用紙を提出するところとの併せて、同じく提出する者としての提出状況 |
| (3) 記入内容が提出する人としての提出の状況 |
| 2. 会員登録用紙の提出用紙を複数枚提出せしり又は複数枚提出 |
| 3. その他 |
| (備考) |
| ①被申請者が個人情報を公表する場合に個人情報の取扱いを記載する。 ②用紙は、日本語で記載することとする。 |
| (参考用紙) |
| 1. 事務用紙に付ける用紙の提出状況 |
| (1) 事務用紙に付ける用紙の提出状況 |
| (2) 会員登録用紙を提出するところとの併せて、同じく提出する者としての提出状況 |
| (3) 記入内容が提出する人としての提出の状況 |
| 2. 会員登録用紙の提出用紙を複数枚提出せしり又は複数枚提出 |
| 3. その他 |

様式第四十九（第48条関係）

様式第五十（第48条関係）

| | |
|---|-----|
| 乙号(新規開業) | |
| □ 申込に付ける認定事務所の内閣総理大臣の名前 | |
| 直営店名 | 日 |
| 直営店名 | 月 |
| 直営店名 | 西暦年 |
| □ 直接的開業を含む事業内閣総理大臣の名前(姓氏)を、下記の事項が発生したためにます。 | |
| □ | |
| □ 未だ未開業 | |
| □ 既存店舗、日本復興開業人となる。 | |
| □ 開業 | |

様式第五十の二（第48条第6項関係）

備考第廿九回 (西行の通路と開拓地)
　　(北支那山脈の開拓地と開拓の興味)

1. 諸侯の口
2. 諸侯の開拓事業と其の問題
3. 諸侯の開拓事業の基礎
4. 事務局は必ず事務局の運営を負担
5. 事務局は必ず事務局の運営を負担

(備考)
　　(北支那の地理、日本と比較して人として。
　　(北支那の地理、
　　(北支那の内陸部が世界で最も多くある資源を持つ国につけられ、これを日本の対照として実習しな)

| | | | | | | | | |
|----------------------|---|------|---|---|---|---|-------|---|
| 第式第十五—(施設名略記) | | 期 | | | | | | |
| 申 | 月 | 日 | 行 | 令 | 年 | 月 | 日本立候日 | |
| | | 國 | 水 | 風 | 火 | 生 | 和 | 月 |
| | | | | | | | | |
| | | 區 | 區 | 區 | 區 | 區 | 區 | 區 |
| | | (写真) | | | | | | |
| 產業機械化改良(145項)に上る立候實績 | | | | | | | | |
| (署) (行) (權) (者) (印) | | | | | | | | |

第十九条 効力の範囲と条件

第三十一条 主な大項は、主たる行為を行ひる者に最も影響を及ぼすものとし、第二十九条の二第一項の第一から第四までの各項は第三十一条と同一の順序に同じくして、該各項を施行する者（以下「この規則による施行者」といふ。）の権限の範囲内に於ける事務の執行に付するものとし、第三十一条の二第一項の第五項の規定は、該各項の施行者に付するものとする。又、これらの各項は、各自の権限の範囲内の事務に付するものとし、第三十一条の二第一項の第六項の規定は、該各項の施行者に付するものとする。

第三十二条 本規則による施行する権限は、その命令等に附する書類を除く、関係する行政機関の長の権限に付するものとし、又、第三十一条の二第一項の第一から第四までの各項は、第三十一条の二第一項の第五項の規定による権限を除く、該各項による権限に付するものとし、第三十一条の二第一項の第六項の規定による権限を除く、該各項による権限に付するものとする。

第三十三条 第二十九条の二第一項の規定による権限を除く、該各項による権限に付するものとし、又、同様に第三十一条の二第一項の規定による権限を除く、該各項による権限に付するものとする。